

「最低賃金総合相談支援センター」 「出張相談所」のご利用について

最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんに、
経営面と労働面からワン・ストップで対応する
無料相談窓口を設置しました。

相談センター

設置場所

静岡市葵区追手町44番地の1

静岡県産業経済会館 5階

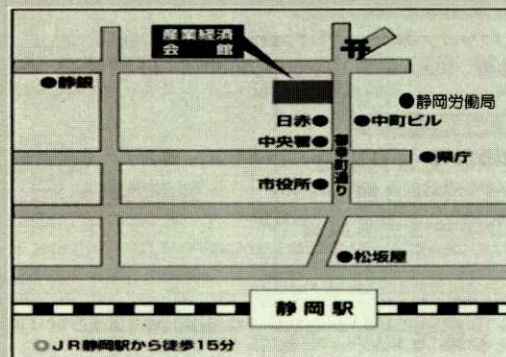
静岡県中小企業団体中央会 (指導部)内

TEL: 0080-2005451 (フリーアクセス通話)

E-mail saichin@siz-sba.or.jp

開設時間

午前9時から午後5時 (土日祝日・年末年始除く。)



対応できること

- 経営改善の方法について知りたいのだけど…
- 給与制度・給与体系を見直したいのだが…
- 就業規則をしっかりとしたものになりたいが…
- その他、経営・労務に関すること

※1: 厚生労働省からの委託を受けて行っていますので、ご相談内容、企業、個人情報などは厳守。安心して相談できます。

※2: 相談のみでなく、さらに労務関係の専門家を無料で各企業へ派遣し、個別にコンサルティングを受けることもできます。

※3: 毎月3回「出張相談所」を東部地区、西部地区に開設しております (裏面参照) ので、ご利用ください。

※4: 担当者が出張等で不在の場合もありますので、あらかじめ電話でのご連絡をお願いします。

センターは、県庁所在地に設置され、経営面と労働面の①相談、②中小企業への専門家派遣、③セミナー等を実施し、出張相談所は、センターから地理的に離れている地域の中小企業の利便性の向上を図るために設置され、労働面の相談を実施するものです。

静岡県中小企業団体中央会

相談センター及び出張相談所の実施団体等一覧(平成28年度「専門家派遣・相談等支援事業」)

＜静岡県最低賃金総合相談支援センター＞

| 実施団体 | 住所・電話番号 | 開設日等(注) | 担当地域 |
|--------------|---|---|-------|
| 静岡県中小企業団体中央会 | 静岡県葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館5階 0080-2005451 ※フリーアクセス(無料)通話 | 毎週月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 (土日祝日・年末年始除く) | 静岡県全域 |

＜東部出張所＞

| 実施団体 | 住所・電話番号 | 開設日等(注) | 担当地域 |
|---------|---------------------------|---|---------|
| 沼津商工会議所 | 沼津市米山町6-5 055-921-1000 | 毎月第1、第2、第3火曜日 午前9時から午後5時 ※当日が祝日の場合は翌営業日 | 静岡県東部地域 |

＜西部出張所＞

| 実施団体 | 住所・電話番号 | 開設日等(注) | 担当地域 |
|---------------------|-------------------------------|---|---------|
| 静岡県社会保険労務士会 浜松支部 | 浜松市中区砂山町345-9 053-596-9991 | 毎月第1、第2、第3月曜日 午前9時から午後5時 ※当日が祝日の場合は翌営業日 | 静岡県西部地域 |

(注) 出張所においては事情により日程が変更となる場合もありますので、あらかじめ電話でのご連絡をお願いします。